

順正高等看護福祉専門学校 シラバス作成ガイドライン

施行日：2018年12月1日

I. 基本方針

本校は、シラバスを作成し、学生に示すことにより、学生に教育課程の全体像を把握させ、各授業が教育課程の何処に位置付けられているかを理解させる。

そのためには、わかりやすい記述であること、内容が具体的であることに最大の注意を払う。また、学生に冊子体のものを配布すると共に、本校ホームページから閲覧できるようにする。

II. 記載事項と作成上の留意点

(ア) 基礎情報

	看護学科	介護福祉学科
分野、又は領域	厚生労働省医政局長通知「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」第6-1-(1)別表3に準拠	文部科学、厚生労働省令「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第5条第1号三に定める別表第4に準拠
授業科目名称	学則第9条第1項に準拠	学則第9条第1項に準拠
授業の形態		
単位数		
時間数		
対象学年	開講予定表（学生便覧）に準拠	開講予定表（学生便覧）に準拠
開講学期		
授業担当者	担当者氏名。オムニバスにあつては担当者全員の氏名を掲載	担当者氏名。オムニバスにあつては担当者全員の氏名を掲載

(イ) 授業内容

	看護学科	介護福祉学科
目的	厚生労働省医政局長通知「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」第6-1-(1)別表3「教育の基本的考え方」、「留意点」に則したもので、且つ授業科目毎に明示すること	厚生労働省令「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第5条三号別表4の定めを則したもので、且つ授業科目毎に明示すること
目標		
内容		
配当時間		

(ウ) テキスト・参考文献など

	看護学科	介護福祉学科
仕様テキスト・参考文献	書名、版、執筆者、出版社を明示すること	書名、版、執筆者、出版社を明示すること

(エ) 単位の認定方法

	看護学科	介護福祉学科
単位の認定方法	学則第 10 条に従い授業科目ごとに単位認定すること 試験、実習の成果、履修状況等の、配点を明示すること 但し、履修状況等の配点は 4 割を超えないこと	学則第 10 条に従い授業科目ごとに単位認定すること 試験、実習の成果、履修状況等の、配点を明示すること 但し、履修状況等の配点は 4 割を超えないこと

III. 実務者、又は実務経験者による授業

本校は看護師及び介護福祉士の養成学校として、実務者、又は実務経験者による授業の最大化に努める。

なお、実務者、又は実務経験者による授業科目を別途明示し、公表する。

IV. 本ガイドラインの見直し、改編等

本ガイドラインの見直し、及び改編等は、必要に応じて教務主任が校長の許可を得て行う。

更新改定記録

2018 年 12 月 1 日制定